

やまと

議会だより

山都

第2号

2011.10

熊本県山都町議会

Contents

主な内容

22年度決算状況	2	一般質問6名	10
各常任委員会による決算審査、意見・	3	議員倫理条例とは	13
議案審議	9	議会について	14



9月:大野小学校最後の運動会

九月定例会

平成23年第3回定例議会は、9月8日に開会し29日に閉会しました。
本会議では条例2件、補正予算3件、その他6件、認定3件、報告2件を審査して、
議案第46号町道認定については修正し、その他は賛成多数で可決承認しました。



下市連合組の造り物

平成22年度決算状況(一般会計・特別会計)

会計名	歳入総額	歳出総額	基金繰入額	翌年度へ繰越額	
一般会計	139億1,097万円	129億9,616万円	1億7,500万円	7億3,981万円	
特別会計	国民健康保険	28億7,573万円	27億9,015万円	855万円	7,702万円
	老人保健	489万円	489万円		0
	後期高齢者医療	2億1,804万円	2億1,754万円		49万円
	介護保険	23億8,719万円	22億6,666万円		1億2,053万円
	国民宿舎	7,290万円	7,243万円		46万円
	住宅新築資金等	1,057万円	673万円		384万円
	簡易水道	6億3,224万円	6億2,222万円		1,002万円

合併時の起債残高は180億円もあったが、6年経った22年度末の起債残高は132億8,300万円となり47億円もの減少となった。更に、経常収支比率も当時の96.2%から81.9%に好転して、前年度の88.4%に比しても、この一年の6.5%減は顕著と云える。その要因は交付税の増加と公債費並びに人件費の減少にある。さらに経費の節約に努めてもらいたい。

平成22年度決算審査

9月定例会は、決算審査も兼ねています。各課より22年度の主な施設の事業成果が提出され、それを基に各常任委員会において審査が行われました。今回は、決算審査報告の中から主なものを掲載します。

総務常任委員会

1. 総務課

財産管理

委員会の意見

県行分収林が伐採期を迎えている。今後、毎年広大な面積の伐採が予想されているが、環境保全や跡地植栽等を考慮すれば伐期延長などの協議が必要のようだ。

町有林



2. 企画振興課

コミュニティバス

委員会の意見

通学対策と高齢者対策を基本とするが、児童生徒の減少により見直しは必至である。総合交通体系の見地から検討が必要である。

コミュニティバス



3. 税務課 滞納整理

委員会の意見

滞納が一般会計で1億4,000万円、国民健康保険特別会計が2億2,500万円に上がっている。中山間地直接支払いなどと実質相殺方法を可能な限り追求する必要がある。そのため各課との連携と一元管理についても検討してほしい。その場合、保育料なども対象にいられてはどうか。

また、県との共同催告は効果があり、積極的に行ってほしい。

滞納繰越分(過年課税度分)

税目	納税義務者数(人)	調定額(千円)	徴収済額(千円)	滞納繰越額(千円)	徴収率(%)
個人町民税	729	40,812	8,712	30,444	21.35
法人町民税	24	2,234	369	1,673	16.52
固定資産税	600	97,059	9,491	82,529	9.78
軽自動車税	420	6,724	1,252	5,065	18.62
国民健康保険税	698	227,313	24,040	191,504	10.58
計	2,471	374,142	43,865	311,215	11.72

(不納欠損有り)

4. 教育委員会

学校教育課(教育施設) **委員会の意見**



旧白糸中学校校舎

教育施設の耐震工事を21年度より行ってきたが22年度で一応完了している。外壁や、付帯物等の落下防止についての点検も必要だ。また、未利用校舎の撤去の検討を求めたい。

生涯学習課(文化的景観) **委員会の意見**

通潤橋 — 白糸棚田
— 愛藤寺城址を結ぶ有機的な景観づくりは、ありのままの姿をどう守りどう伝えるかでもあるが、かつて流通の動脈であっ

た緑川との関連と併せて自然、文化、歴史が混然一体となった姿が浮かびあがるような知恵を絞ってもらいたい。



白糸台地と津留地区

2、介護保険事業

(1)第1号被保険者数

65歳以上75歳未満の前期高齢者は前年度末より180名の減少で、75歳以上の後期高齢者は前年度末より51名増加しています。

(単位:人)(平成23年3月末)

年 齢 区 分	前年度末現在	当年度末現在	増 減
65歳以上 75歳未満	2,697	2,517	△180
75歳以上	4,190	4,241	51
(再掲) 外国人被保険者	0	0	
(再掲) 住所地特例被保険者	22	23	1
計	6,887	6,758	129

(2)平成22年度介護保険特別会計決算状況

① 総括

歳 入 総 額	23億8,719万円
歳 出 総 額	22億6,665万円
差 引 残 額	1億2,053万円
繰越明許費繰越額	0円
実 質 収 支 額	1億2,053万円



介護施設

委員会の意見

介護保険は「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし制度の持続可能性を高めるため介護予防重視型への転換などがおこなわれた。本町における要支援認定者数は385人であり、要介護認定者数は1,013人であった。今後団塊の世代が高齢期に達することから益々介護サービスの必要性が重要になってくると思われる。この介護保険についやされた費用は、約22億6千6百万円であった。

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を支援するため、地域密着型、特別養護老人ホームも平成24年4月に2ヶ所開設する事となった。

介護サービス、医療サービスなど、さまざまなサービスをその人に応じて切れ目なく提供するためには、地域の人達の介護への理解を深め、地域で支えあうことの大切さを提唱していく必要がある。

1. 商工観光課

「山都ころっけ」

委員会の意見

「山都ころっけ」については、積極的な活動が展開されて知名度も上がってきている。今後は点から線への展開が必要で、町内活性化のために戦略をもって取り組んでいただきたい。と同時に、通販での促進活動も期待したい。



八朔祭り会場に於いて



観光案内所「ル・ポン」

観光案内所「ル・ポン」

委員会の意見

昨年も指摘したが、10年以上にわたる「ル・ポン」への助成金は家賃も含めて、年額計270万と高額であり改善すべきである。今後は浜町会館を、観光の核として取得した中で、助成金については観光協会への一本化を図られたい。

特別会計：国民宿舎事業

(1) 歳入

一般会計繰入金	7,246万円
前年度繰越金	42万円
基金利子	36円

(2) 歳出

施設修繕費	227万円
太陽光発電保安管理委託料	6万円
備品購入費(恒温高圧庫、製氷器)	69万円
熊本県温泉協会負担金	5万円
基金積立金	36円
財政融資資金償還金	6,936万円



国民宿舎「通潤山荘」

委員会の意見

この事業については、内外的要因の中で大変厳しい状況に置かれている。しかし地元経済浮揚効果という点でそれなりに重要な役割を担っており町全体に与える影響は大変大きい。長期的な取り組みも必要であるがその前に内部の中で改善すべき問題点を以下の通り提案し善処されることを望む。

- I：双方代理の問題点について(熟知した責任者を配置)
- II：第三セクターとして町と結んだ協定書の納入金の扱いについて
- III：H17年より元利償還の返済が始まっているが、一般会計からの繰入金によって措置している点について
- IV：管理体制の明確化について(専務と支配人)
- V：職員の研修について(サービス業としての充実と指示系統の明確化)

2. 農林振興課

新小地区(小山洋一さんの施設)

農林業近代化施設整備事業(県事業)・経営体育成
交付金(融資主体型補助)

整備内容:いちご多段式高設栽培システム(3棟×4)、
自動開閉装置

事業費:8,365,701円

補助率:県30%、町20%

委員会の意見

本事業に取り組んだことで、作業の効率性が高められ生産基盤の強化が図られたとのことであった。この事業には小山さんを含めて8名の方が取り組まれている。

専業農家をはじめ兼業農家についても、町の基幹産業である農林業については今後も積極的な支援を期待したい。



高設イチゴハウス

3. 山都町水道事業



山都町水道事業は、給水戸数2,065戸(前年度2,094戸)、給水人口4,898人(同4,940人)であり減少傾向にある。地下水源2ヶ所・湧水水源3ヶ所、計5ヶ所の水源より4ヶ所の配水池を通して年間558,131m³(同550,161m³)を給水している。平成21年度の有収率は65.5%大変低かったが、漏水探知機を購入して修理したことや町道改修に伴う水道管布設工事が進んだことによって22年度は74.6%まで改善できたようである。

委員会の意見

有収率も改善された。それでも、漏水による無駄が4分の1ある。老朽化した鉛管などの取り換えも含め、漏水箇所の工事など効率的に進めてもらいたい。

経営改善では、使用水量の増加が見込めない中、今後は水道料金の値上げを考えていかねばならないが、できるだけ最小の経費で供給できるよう努力していただきたい。

※有収率……有収水量を給水量で除したもの。(有収水量:料金徴収の対象となった水量)

会計(平成22年度税抜き実績)

収益的収支	水道事業収益	水道事業費用	収 支
	7,721万円	8,268万円	△546万円
資本的収支	資本的収入	資本的支出	収 支
	79万円	2,908万円	△2,828万円

収益的収支における当年度純損失(赤字)は5,466,428円となった。

資本的収支における不足額は28,287,904円となった。

議案審議

議案40号

山都町立小・中学校設置条例の一部改正について

菅尾小、大野小、馬見原小の3校を統合して、H24年4月1日から新たな小学校を新設することになります。新校名は蘇陽南小学校となりました。

- Q 古くからある、馬見原という名称を残すことはできなかったのか。
- A 対等合併、新たなる新設校ということで検討されてきたところである。



蘇陽南小学校(現 馬見原小学校)

議案41号

H23年度山都町一般会計補正予算(第2号)について

10億1000万円を補正し、補正後の総額は137億6000万円となりました。

主なものは、自治振興区独自事業補助金として1400万円、有害獣被害防止対策(電柵)に500万円、道路維持工事費に5000万円、道路新設改良費に1億5000万円です。また今年はゲリラ的な豪雨により災害が多く、農災復旧に2億6500万円、林災復旧に2800万円、公共災復旧費に3億6000万円が計上されました。

- Q 自治振興区独自事業補助金として28振興区へ総額1400万円を交付すると云うことだが、その財源は？また、単なるバラマキにならないように、用途についてルールが必要ではないか？
- A 平均すれば50万円だが算定方法によって若干の差はある。市町村振興会の宝くじの益金の取り崩しにより7000万円が本町に入った。地域の振興に使っていただく。用途明細についても報告を義務づけたい。
- Q 有害鳥獣捕獲隊助成金に400万円出ている。この説明を？
- A 昨年同様、強化月間を設けた。1頭、8千円の500頭を予定。詳細については担当課へ連絡してほしい。

議案44号

町有分収林の処分について

本町が蘇陽高校育友会分収林の分収権(10分の7)を有償にて譲り受けることとなった。対象地は白石字古畑と高影で面積は2.19ha。立木は杉で40年～55年生、権利購入費として109万円。

- Q 新設する矢部高校への持ち込みはできなかったのか。
- A 伐採して閉校記念事業に使いたいとの意向だったが、町としては再生林の必要があることから、立木のままで買い取ることにした。

議案46号

町道認定について

9路線の提案があったが、8路線について認定した。



町道認定調査

町長及び執行部に 市民の質問



蘇陽病院取り付け道路予定地

問

て

建設関係について



佐藤 一夫

問

いては

今後の対応について

答

業者のランク付けについて見直しは出来ないのか。選定要綱に基づいて運用している。県の基準の順守ではなく、町独自で実施している。

問

いて

本年度の災害件数について

答

厳しい財政事情ではあるが、極力有利な事業を推進している。現方式が最良と思う。

答

全体で216件（農地115件、農業用施設101件）である。

問

は

補助率について

答

農地50%、農業用施設65%の補助ではあるが、補助金の増高申請中であり決定すれば農地80%以上、農業用施設90%以上の補助となる。

問

て

蘇陽病院について

取り付け道路について

答

地元からも要望があり、国道の交差する信号機より入る設定で交差点協議を進めている。



飯開 和雄

問

小規模特別擁護老人ホームの許認可に関し、蘇陽地区のホームの代表者は誰か。

答

社会福祉法人三和会、工藤文範氏である。

問

現職の議員であり厚生常任委員長でもあるが問題ないか。又、施設への補助金は。

答

法的に問題は無い。補助金は1億7400万円と開設資金1530万円である。

問

議員の兼職の禁止には当たらないが、議員倫理条例第2条、第4条の1項には抵触すると思う。議長に倫理審査会の設置を要望する。

答

(要望につき答弁なし)



小規模特別養護老人ホーム予定地

問

町立病院の新築後の経営について

答

へき地医療拠点病院、救急医療病院として運営しながら、人工透析等の設備を充実させ、町外受診者の医療費を取り込む。

問

シルバー人材派遣センターの現状と今後について

答

当該センターへの登録者は116名の登録者は116名で、年間1053件の契約金額4750万円の仕事を請けている。本来、生きがい対策ではじまった。ローコストで丁寧な仕事に高い評価を受けており、町としても高齢者対策の一環として補助金をだしている。



江藤 強

問

国民健康保険の現状と課題について

医療費の適正化の中で、ジェネリック医薬品に係る「差額通知」事業に取り組んだ自治体の素晴らしさ

答

(要望につき答弁なし)

しい先進事例がある。是非とも調査し、取り組んでほしい。

問

減免制度(国民健康保険法第44条)がある。医療機関での自己負担に対する減額措置だが取り組むべきでは。

答

福祉の充実は必要である。小学校

問

コミュニティバスについて。

6年まで医療費の免除を実施している。中学校3年まで検討中であるので、44条の規定は考慮しない。今後、調査しながら勉強していく。

プロポーザル方式による提案が2社から出されたが、提案内容に差はなく見積金額の変更等も含め、最終的には町長の政治判断という事で山都交通に決まった。一連の経過をみていくと業者ありきの中で不可解な問題が多い。プロポーザルは必要なかったのではないかとプロポーザルについてのきちんとした基準をつくる必要があるのではないかと。

答

先入観を持った話であり、予断と偏見を持つてはいけない。選定委員会で決定がつかないとき、私の決裁ですることである。プロポーザルの基準を今一度、考



医薬品

える。



本田 忠次

問 新庁舎建設について

本庁舎の解体を急ぎ過ぎて仮庁舎に分散し町民は不便を強いられている。この現状をどう認識しているか。

答 本庁舎は雨漏りがひどく、旧農事センターは老朽化により危険性があり解体を急いだ。結果、分散しながら行政運営をしているが、住民の皆さんに迷惑をかけていることは事実である。

問 合併して七年目まで長引いたのか。それは町民の請願書に対し中傷文とかゼロに等しいとの議員の発言や、町長の不誠実な交渉も遅れた要因である。

答 本人とは信頼関係を今だ持っているつもりである。用地交渉は基本的には執行部、私たちの責任であり、協力してもらっている。協議を進まないと。今後も誠意をもって対応していく。

問 公共工事について

バスターミナル整備事業、染野トンネル工事、庁舎建設は地元業者が参加できるように検討できないか。

答 その方向で考えている。

問 社会歴史教科書の採択決定について

来年度使用の中学校社会公民歴史教科書の採決について、教育委員会の見解を示せ。

答 8月10日、教育委員会を開き妥当と決定した。

問 領土問題等について、他の6社の教科書は日本固有の領土と明記しているが、採択された帝国書院の教科書だけが無視して教えない。

答 歴史的事項を多面的、多角的に検証されている。地図や年表で歴史的事項が表れている。



選定教科書の一例



兼瀬 哲治

問 国民宿舎の納入金問題

国民宿舎は、町への未納金額が6200万円である。これは町長がいう契約破棄にあたるか。

答 文章の理解からすると訓示規定であり一般的な方針を示すものである。宿舎による波及効果は大きいものがあり、起債の借金をまかなうという意味で記載している。

問 家賃相当分、償還金財源として議会で議論された。町長単独の債権放棄は、町長個人の弁償責任となるがいか。

答 債権確定は訓示規定であり、3000万円の文言に不

備があれば、是正することに努力する。

問 国民宿舎運営の提案として、①専従社長への交替について

②減価償却による納入金の減額③寄付制度への変更④職員が意欲を出すようなシステムの改善はどうか。

答 基本的には、民間の力が必要であるが、最終的には第三セクターで運営している。指摘の事項については検討していきたい。

問 民有地取得による事業認定

熊本バス跡地、遊技場跡地と建屋の購入総額は2億3000万円に上るが、事業認定の未手続きは、4600万円の損失を町民に与えているが如何か。

答 公共用地として事業認定の対象になるか税務署と相談してきたが、事業認定にはならないとの見解を得ている。



バスターミナル予定地



中村 益行

問 庁舎問題について

庁舎建設の遅れについて色々言われているが、町長の認識を伺いたい。

答 庁舎問題は政治姿勢の根幹をなす。

新しい町になって議員全員賛成であったし、町長としてのスタンスである。

問 コミュニティバス問題について

町営バス運行業者の選定をめぐって、選定委員に言いがかりがつけられ、町政不信を招いている。経緯を明らかにすべきだ。

答 2回目のプロポーザルの後、提出された資料の一部に誤りがある。調査の対象となる参考見積を提出させた。その時、資料に基づいて金額の訂正も

あっている。審査の対象となる参考見積の提出は2月14日である。

問 工業者指名問題について

不誠実な業者には指名停止並びに議員の露骨な介入などは逐一記録して場合によっては公表すべきと思うがどうか。

答 不誠実な工事施工については、次の工事は遠慮してもらおう。

問 三セク問題について

三セクは独立採算に徹すべきである。管理委託費を赤字補填に充てるべきではない。そよ風パークの累積赤字の処理と併せて執行部の考えを聞きたい。

答 改善の余地は充分にある。経営態勢についても考える。

問 特別支援教育について

特別支援教育が差別別の教育とならぬよう発達背景を丸ごと捉える同和教育の視点が大切と思うがどうか。

答 特別支援教育は、助け合い、包み込むことが大切であり、また、就学前健康診断を実施しているが、振り分けをするための診断ではない。



そよ風パーク

議員倫理条例とは

本議会では、山都町議会議員倫理条例が平成21年9月に制定されました。その目的として「議員が高い倫理性をもって町民の負託にこたえていくべきを自覚し、もって信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」と定めています。

第2条 (議員の責務) 議員は、町民全体の代表者として公正・公平に公共に奉仕する責務があり、自己の地位の影響力を行使して、自己及び特定の個人・企業等の利益を図ってはならない。また、職務の公平さを疑わせるような行為並びに議員としての品位と名誉を毀損するような行為は一切行ってはならない。

第3条 (私企業等との兼業の禁止) 議員は、地方自治法第92条の2の規定を遵守しなければならない。

第4条 (幹旋・干渉の禁止、親族企業の契約辞退) 議員は、山都町が行う許認可、請負又はその他の契約の締結に関し、特定の個人及び企業・団体等のために有利な取り計らいをして、公益を損なうようなことをしてはならない。

第2項 議員は、町職員の公正な職務の遂行を妨げ、又は町職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

第3項 議員は、職員採用に当たっての幹旋をはじめ、人事異動についても干渉は一切行ってはならない。

第4項 議員は、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、配偶者及び二親等内の親族が経営する企業又は団体に対し、山都町に対する請負及び物品納入の契約を辞退するよう促し、町民に疑惑をいだかせることがないように努めなければならない。

など本条例の規定に違反する疑いがあるときは、第5条の(調査の請求)ができます。

これを受けて、第6条により議長は前条の請求を正当と認めるときは、議会に諮って政治倫理審査会を設置することができます。

第7条において、議長は審査会の審査の結果、条例違反が確認された場合は議会に諮って相応の措置をとることができます。措置の内容は、勧告、氏名公表、町請負等への指名除外の要請などがあり、特に、第4条第1項及び第2項に関して金品の授受があった場合は告発するものとなっています。

9月議会において、政治倫理審査会での調査の請求がございましたが、今後の取り扱いについては、第6条により議長判断の中で整理、処理がされていくこととなります。

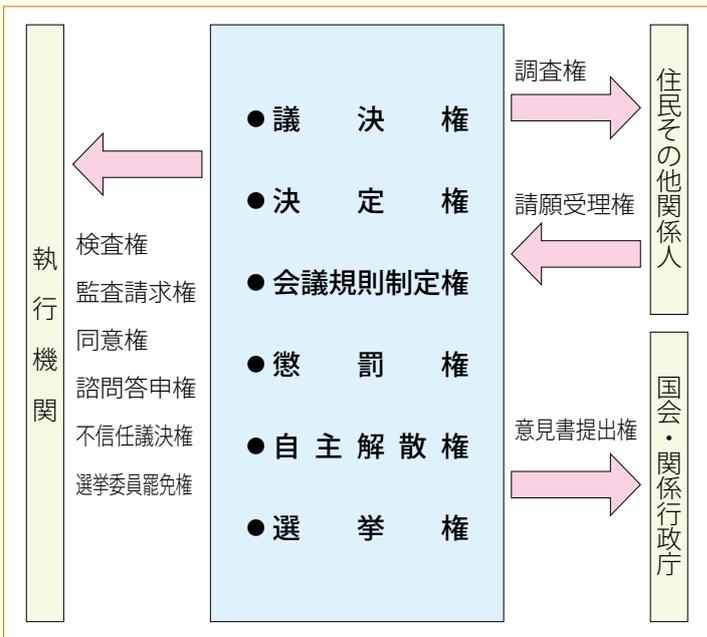
議会

議員の任務

議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して町としての意思を形成する任務を有するとなっています。

議員の権限

議員は、住民の代表として、この町の意思を決定する重大な責任があります。その職務を果たす上で主な権限として次のものがあります。図参照・制度の中から。



九州中央自動車道の取組み

九州中央自動車道は、九州中央部において循環型の高交通ネットワークを形成し、九州の一体的発展と浮揚に貢献する重要な路線であります。

本路線の整備により、新たな物流の大動脈が形成され、地域の産業・文化等の振興を通じた人的交流が図られるだけでなく、先の東日本大震災でも実証されているように災害時の代替ルートや救急医療の搬送ルートとして機能するなど、その役割が大きく期待されています。

しかし、現在の九州中央部における高速交通体系の整備は大きく遅れており、本路線の早期完成は重要かつ緊急の課題となっています。

九州中央自動車道の建設にける熊本及び宮崎両県の沿線住民110万人の多年にわたる悲願を達成するため8項目の課題を掲げ、政府を始め国会議員、関係機関等に要望活動を続けています。

九州横断自動車道延岡線建設促進沿線議会協議会



九州中央自動車道

編集後記

8月の盆前、福島県から原発事故による放射能汚染から避難されてきた親子二人と寝食を共にしました。2日間と云う短い期間でしたがお話を聞くなかで、被災者の方たちの苦悩は私たちが知り得る範囲をはるかに超えるものであることを痛感しました。

特に、地震と津波だけの被害であれば復旧と復興は早いかもしれないが、原発事故が重なり大変な時間を費やすことになる。言葉が印象的でした。一刻も早い復旧と復興を応援しながら、次の世代を担う子供たちに大きな光が輝くことを願うばかりです。(K.A)

- 発行責任者 議長 藤川 憲治
- 議会広報委員会
- 委員長 江藤 強
 - 副委員長 井手 邦男
 - 委員 赤星 十郎
 - 委員 藤澤 和生

